

未納税移出酒類の明細書

1 連続式蒸留焼酎・単式蒸留焼酎の混和酒等である場合

混 和 割 合	%	%	%	%
---------	---	---	---	---

2 果実酒である場合の製造方法

原料果実の種類				
果 実 酒 の 区 分	A 果実酒			
	B 果実酒			
	C 果実酒			
	D 果実酒			
純アルコール数量 混 和 割 合	%	%	%	%
添加前果実酒の アルコール分	度	度	度	度

3 スピリッツである場合の製造方法

製 法				
-----	--	--	--	--

4 リキュール（香味液）である場合の製造方法

製 法				
原料米 1, 0 0 0 kg 当たり 香 味 液 数 量	1	1	1	1

5 発泡酒である場合の製造方法

麦 芽 使 用 割 合	%	%	%	%
-------------	---	---	---	---

未納税移出酒類の明細書（CC1-5405）の記載要領

- 1 この様式は、2通を複写により各欄に所定事項を記載し、1通を控えにし、1通を「未納税移出通知書（CC1-5404）」に添付して、未納税酒類の移入者に送付してください。
- 2 《1 連続式蒸留焼酎・単式蒸留焼酎の混和酒等である場合の混和割合》関係
「混和割合」欄には、法令解釈通達第23条第1項関係1《混和酒の税率適用の取扱い》に規定する方法により算出した混和前の連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎の混和割合のうち、連続式蒸留焼酎に係るものについて、また、ウイスキー又はブランデーの未納税移出に当たってウイスキー又はブランデーの原酒を混和している場合の原酒の混和割合を記載してください。
- 3 《2 果実酒である場合の製造方法》関係
 - (1) 「果実酒の区分」欄の各欄には、移出する果実酒について次の区分により、それぞれ該当する欄に○印を記載してください。
 - イ 「A果実酒」とは、酒税法第3条第13号の果実酒のうち、酒税法第43条第1項第6号の規定により酒類の保存のためのアルコール若しくは連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎を混和していない果実酒をいいます。
 - ロ 「B果実酒」とは、酒税法第3条第13号の果実酒のうち、酒税法第43条第1項第6号の規定により酒類の保存のためのアルコール若しくは連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎を混和した果実酒をいいます。
 - ハ 「C果実酒」とは、酒税法第3条第13号の果実酒のうち、「A果実酒」及び「B果実酒」以外の果実酒で、かつ、アルコール並びに連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎を混和する余裕のある果実酒をいいます。
 - ニ 「D果実酒」とは、イからハまでのいずれにも該当しない果実酒をいいます。
 - (2) 「純アルコール数量混和割合」欄には、B果実酒については、酒税法第43条第1項第6号の規定により混和したアルコール等の混和割合を、C果実酒については、既に混和したアルコール等があるときはそのアルコール等の混和割合をそれぞれの混和後の果実酒の純アルコール数量に対する混和したアルコール等の純アルコール数量の比率によりパーセント位未満第2位以下の端数を切り捨てて第1位まで記載してください。
 - (3) 「添加前果実酒のアルコール分」欄には、C果実酒について既にアルコール等を混和したものであるときは、そのアルコール分を記載してください。
 - (4) アルコール分は、度位未満第2位以下の端数を切り捨てて第1位まで記載してください。
- 4 《3 スピリッツである場合の製造方法》関係
「製法」欄には、蒸留、醸造又は混成の別を記載してください。
- 5 《4 リキュール（香味液）である場合の製造方法》関係
 - (1) 「製法」欄には、清酒法、酒母法、酸糖化法等の別を記載してください。
 - (2) 「原料米1,000kg当たり香味液数量」欄には、移出するリキュール（香味液）の原料となった米1,000kg当たりのリキュール（香味液）の製成数量（製成後アルコール及び水等を混和したものであるときは、混和後の数量）をリットル位未満の端数を切り捨ててリットル位まで記載してください。
- 6 《5 発泡酒である場合の製造方法》関係
「麦芽使用割合」欄には、発泡酒の原料（水を除く。）の総重量中に占める麦芽の重量の割合をパーセント位未満第2位以下の端数を切り捨てて第1位まで記載してください。